

うことである。コンピューター・サービスによってデーターを記録し、より迅速に医療費の支払いを行なうことが目的である。これでメデケイド・プログラムはより効果的に管理されるだろうと連邦当局は見込んでいる。

第3の改正は、メデケイドの対象者に提供される家族計画サービスの経費の90%を連邦政府が償還しようという点である。

さて1972年中に有権者から議会に要求された2つの改革は、貧困者の抗議をかきたてるかもしれない。1つは「医療困窮者（公的扶助の対象ではないが医療費の支払いにこと欠く者）」とみなされる者は、規則的に保険料を支払うことでメデケイドの経費を負担することに対する抗議である。保健・教育・福祉省は、この点についていまだに具体的な規則を検討していない。この理由として当局は、当該保険料は連邦資金の膨大な支出を実質的に防ぐものにはならず、また彼らに保険料納入の経済的余裕がないだろうとみていることがあげられる。

抗議の対象となりうるもう1点は、メデケイド・サービスをうけている公的扶助の被扶

助者に、選択によって相当の金額を支払わせることを州に命じた点である。

この有料サービスには、民間のナーシング・サービス、歯科サービス、要指示薬サービス、クリニック・サービスおよび検眼サービスが含まれる。（医師の診療報酬や病院費用のような基本的なものは従来通り無料で継続される）。

だが、これについても連邦当局は、納税者の実質的な助けにはならないだろうとあまり期待していない。すべては今後の成行きにかかるている模様である。

The Christian Science Monitor, Dec. 29,
1972. Jan. 2, 1973

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会改革（年金・保健・福祉） のための諸法案



(イギリス)

1972年10月30日にはじまったイギリス議会の新会期は「社会改革の会期」とよばれている。

今会期に提出を予定されている17法案のうち社会保障・保健・福祉に関する法案が少く

とも7法案をしめているからである。このうち、国民保険（いわゆる年金）の抜本的改革と称される「社会保障法案」Social Security Bill、国民保健サービス組織の再編成をめざす「国民保健サービス再組織法案」National

Health Service Reorganization Bill の 2 法案がこの社会改革会期における二大法案ともいすべきものであるが、画期的な「負所得税構想」にもとづき社会保障と所得税制度との統合をねらう「タックス・クレデット・システム案」 Tax Credit System (本誌 No. 19 及び No. 20 参照) に関する下院特別委員会が今会期から審議をはじめることになっている。

そのほかの法案として、「危険薬品・障害児童法案」 Dangerous Drugs and Disabled Children Bill, 「老人・障害者(警報装置)法案」 Elderly and Disabled Persons(Warning Devices) Bill, 「老人に対する暖房費法案」 Heating for the Elderly Bill, 「年金受給者ならびに家庭所得補足に関する支出法案」 Pensioners and Family Income Supplement Payment Bill, 「補助手当(スト参加者に対する支給禁止)法案」 Supplementary Allowances (Non-Payment to Strikers) Bill の 5 法案が 11 月中に提出されており、「年金受給者ならびに家庭所得補足に対する支出法案」はすでに成立している。

社会保障法案

キース・ショセフ社会サービス大臣は、昨夜、発表された「社会保障法案」 The Social Security Bill を抜本的年金改革案だとし、本法案はすべての退職者に二つの年金を用意し、現行の社会保障給付財源をより安定強化する賢明な方途を開いたものだ、とのべている。

本法案は、低賃金所得者がこれまで負担の重すぎる拠出を払わねばならなかったこと、多くの女子が基本レベルをこえる年金権を取得できなかつたこと並びに離職者がその年金権喪失に対して保護されなかつたこと等、現行システムの欠陥を改めることを意図している。

その結果、働く人口の半数の拠出負担が軽減されることとなり、老後の生活水準が高められるフレームワークを意図している。

キース卿は、本制度は公正であり現代的であり現実的であるとのべている。とくに、働く女子や基本的国家年金あるいは補助給付に頼らねばならなかつた肉体労働者を助けることになるとする。

本法案は、昨年 9 月に公表された白書(本

誌 No. 17 参照)に密接に則っている。しかし企業年金制度の認可基準として一定の条件(貨幣購買力と最終俸給制を含む)を明記する点が修正されている。また、公的年金を毎年審査することも盛りこんでいる。

本法案は、現在水準で週 8 ポンドをこえる者から平均勤労所得の 1.5 倍の所得のある者(現在価格で 48 ポンド)までの全勤労所得者に対して所得比例拠出によって支給される基本的定額国家年金を定めている。なお、21 歳をこえる全被用者は企業年金制度もしくは国リザーブ制度 state reserve scheme のいづれかを通じて所得比例拠出による所得比例年金をうけることになる。

配偶者のある女子は基本制度にもとづく完全拠出の非加入選択権を保有することになるが、この人達はリザーブ制度または企業年金制度に加入することになる。

国民保険スタンプ制度と拠出カードは廃止されることになるが、その代り、拠出は源泉徴収システムを通じて徴収されることになる。

累進的年金制度 graduated pension scheme は新制度が 1975 年 4 月に導入される際に廃止

されよう。その年金権は凍結され退職時の貨幣価値で支払われることになろう。

使用者の拠出負担割合ははじめて被用者負担よりも多くなる。これは EC 加盟諸国と歩調をあわせて、使用者が年金制度に多くの負担をすることになるわけである。使用者は、基本的国家年金制度に7.5%，被用者は5.5%となる。国のリザーブ制度に対しては、使用者は2.5%，被用者は1.5%を納めることになる。

累進的年金制度とリザーブ年金制度の適用除外をうける週10ポンドの勤労所得者の国民保険拠出は殆んど半分に減って1.01ポンドから52ペンスになる。他方、女子はその勤労所得が週20ポンドに達したときにその拠出負担は従来より増えることになる。

全般的に、国民保険における拠出負担よりも（現在、累進的年金制度に払込んでいる場合）軽くなる。週30ポンドの勤労所得のある男子と週20ポンドの勤労所得のある女子がもし現在累進的年金制度に払込んでいる場合には負担が軽くなり、リザーブ制度の加入者となる。

リザーブ制度は、年3%の実質勤労所得の伸びがあると仮定すれば、22歳で本制度に入する男子の最終勤労所得の19%（同一年齢で加入する女子では13%）の年金が支給される。リザーブ制度による年金は女子には低い。その理由は、女子は早期に退職し長命であるからとされる。同じ理由で、企業年金制度も女子加入者には低い最低保障給付を定めることになる。なお、企業年金制度の認可条件として寡婦給付は男子の最低年金の半額とされている。

キース卿は、本案の定める企業年金制度と国のリザーブ制度が働く女子に対し自らの権利としての所得比例年金を与えるものであり、働く女子に利するものであるとしているが、その給付水準は完全ではないことを認めている。

国民保健サービス再組織法案

イングランドおよびウエルズにおけるヘルス・サービス組織の再編成を盛った本法案が11月16日上院に提出された。

本法案のねらいは、72年8月の白書で明ら

かにされた線に沿って、病院サービスおよび専門医サービス、家庭医サービスならびに地域保健サービス（学校保健サービスを含む）を一つのマネージメントの下に統合することである。全国的レベルでは再編された保健省が中央の戦略的プランニングと監督指導の責任をもち、地方レベルでは所管の地方当局と諮詢してサービスのプランニングと助長の掌にある地区保健部局が新設されることになる。

地区保健部局は病院サービスと地方保健サービスの一般的監督にあたり、医学教育と歯科医学教育との連絡調整にあたる。社会サービス大臣は関係機関と諮詢した後、その長とメンバーを任命することになる。

従来の執行委員会は廃止されることになるが、各地区保健部局は家庭医委員会を設ける責務があり、個々の開業医との契約をアレンジし開業医の報酬、勤務条件および法規による規律条項に関する業務を管理する。この委員会の委員数は30名とし、半数は医師側によって任命される。

なお、本法案には国民保健コミッショナー（本誌 No. 18 参照）の規定が盛られており、

本法案が成立すれば、国民保健の運用に対する不服申立の審査制度が確立する（スコットランドにおける保健コミッショナーに関する法律はすでに制定されている。）。苦情は直接コミッショナーが直接調査を行うのではなく、関係の国民保健当局をしてこれを調査させ回答を行わせる。それでもなお不服がある場合にはじめてコミッショナーが調査をはじめることになる。コミッショナーは医師その他の診断に関する苦情については審査を行わない。

危険薬品と障害児童法案

この法案は、サリドマイド児問題を背景としてR. レビス労働党議員によって提出された。本法案は、人体に用いる医薬品の製造、販売ならびに使用によって生ずる人体の傷害およびその結果としての損失の責任に関する法律を抜本的に改めようとするものである。また、裁判所の損害算定の慣行を改めて障害児童のニーズに見えることを目的としている。

老人・障害者（警報装置）法案

この法案は、老人または障害者その他必要とする者の福祉施設に警報装置の設置を必要条件として定めるものである。

老人に対する暖房費法案

この法案は、医療上または経済的ニードを証明される場合、地方自治体に老人ホームの暖房費を支出する権限を付与することを定めるものである。

年金受給者ならびに家庭所得補足に関する支出法案

この法案は、所得・物価等の90日間凍結を内容とするインフレ対策に関連した貧困対策の一環である。その内容は、(1)全年金受給者に対し一人10ポンド（夫婦二人で20ポンド）の一時金を支給する。(2)補助給付のニード手当を支給する。(3)家庭所得補足の支給期間を現行の6か月から12か月に延長する。これら措置に要する支出は9,000万ポンド。この法案は11月30日に成立し、老人に対する一時金はクリスマス・ボーナス又はお年玉として直ち

に支給された。家庭所得補足の支給期間延長は73年4月から実施される。

補助手当（スト参加者に対する支給禁止）法案

この法案は、スト参加者とその家族は社会保障給付をうけるべきではないとする保守党大勢としての強い要求（政府はこれまでその圧力をおさえてきたが）により、ラルフ・ホーエル保守党議員によって提出された。本法案はストライキ参加者とその被扶養者には補助給付を支給しないことを定める。規定では、ストの公式と非公式の差別をつけておらず、スト参加者の定義を「その雇用の場所での労働停止を惹起した労働争議に参加している者」としている。（本誌No. 15参照）

<The Times>

（田中寿 国立国会図書館）